

広島県告示第三百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成二十七年四月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画、本郷都市計画、河内都市計画及び東広島都市計画下水道事業沼田川流域下水道

二 施行者の名称

広島県（東部建設事務所三原支所）

三 事務所の所在地

三原市円一町二丁目四番一号

四 事業地の所在

1 収用の部分

平成三年建設省告示第九百九十七号、平成六年建設省告示第二十二号、平成七年建設省告示第千四百五十四号、平成九年建設省告示第二千二百二号、平成十二年建設省告示第千三百五十七号、平成十三年中国地方整備局告示第八十九号、平成十八年中国地方整備局告示第十号、平成十九年中国地方整備局告示第七十号、平成二十一年中国地方整備局告示第九十号及び平成二十六年中国地方整備局告示第八十七号の事業地の内、広島県三原市円一町五丁目、明神町、沼田東町両名及び沼田東町本市を削り、三原市円一町一丁目地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

平成三年建設省告示第九百九十七号、平成六年建設省告示第二十二号、平成七年建設省告示第千四百五十四号、平成九年建設省告示第二千二百二号、平成十二年建設省告示第千三百五十七号、平成十三年中国地方整備局告示第八十九号、平成十八年中国地方整備局告示第十号、平成十九年中国地方整備局告示第七十号、平成二十一年中国地方整備局告示第九十号及び平成二十六年中国地方整備局告示第八十七号の事業地に広島県三原市円一町一丁目、円一町五丁目及び明神町を加え、広島県三原市沼田東町両名、沼田東町本市及び本郷南六丁目地内において事業地を変更する。